

消 防 予 第 2 0 7 号

平 成 1 8 年 6 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

各 指 定 都 市 市 長 殿

消 防 庁 長 官

「住宅防火推進宣言」の送付及び住宅防火対策の推進について

住宅防火対策の推進については、日頃から積極的な取り組みをお願いしているところですが、昨今の住宅火災による死者数の急増及び今後の更なる増加の懸念を踏まえ、総務大臣により「住宅防火推進宣言」が行われたところです。(別添参照)

同宣言では、「関係省庁、地方公共団体、消防関係団体、さらに国民の皆様のご理解とご協力をいただき、住宅用火災警報器の設置の促進をはじめとした住宅防火対策を積極的に推進」することとされていることから、貴職におかれては、6月1日からの消防法に基づく住宅用火災警報器の設置の義務付けのスタートを契機とした、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動や報道機関との連携、広報誌等と連携した広報の実施等による住宅用火災警報器の早期設置の促進をはじめとして、子どもたちや高齢者の安心・安全の確保へ向けて、積極的な住宅防火対策の推進にご理解とご協力をお願いします。

また、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くようお願いいたします。

住宅防火推進宣言

平成 15 年に 1,000 人を超えた住宅火災による死者数は、昨年には 1,223 人に急増しました。記録に残る昭和 54 年以降で最悪の事態を迎えております。

亡くなった方々の多くは高齢者です。高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されています。多くの子供や青年の命も奪われています。

子どもたちや高齢者の安心・安全を確保するため、関係者のみならず国民一人ひとりが、今一度、火災の恐ろしさを深く認識し、火災予防の精神を常に心掛けることで、住宅火災による被害を克服できると確信しています。

折りしも 6 月 1 日から消防法に基づく住宅用火災警報器の設置の義務付けがスタートしました。総務省としまして、関係省庁、地方公共団体、消防関係団体、さらに国民の皆様のご理解とご協力をいただき、住宅用火災警報器の設置の促進をはじめとした住宅防火対策を積極的に推進してまいることをここに宣言いたします。

平成 18 年 6 月 1 日

総務大臣 竹中 平蔵